

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和3年度第2回評議員会議事録

令和4年2月7日、会長 長谷川 悟が、評議員の全員に対して評議員会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発したところ、当該提案につき、評議員の全員から書面により同意の意思表示得たので、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第16条第4項に基づく評議員会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

記

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
第15号議案 理事の選任について（別添議案書のとおり）
北谷 守氏を理事に選任すること。
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名
会長 長谷川 悟
- 3 評議員会の決議があったものとみなされた日
令和4年2月22日
評議員の全員（14名）の同意書は別添のとおり。
なお、提案事項について特別の利害関係を有する評議員はいなかった。
- 4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
会長 長谷川 悟

令和4年2月28日

議事録作成者

会 長 _____ 印